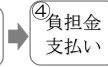
●利用までの流れ

申請



⇒³結果 通知



▶ 5利用 開始

- ①社会福祉協議会へ申請書を提出 ②申請内容を審査 (訪問調査等)
- ③決定等の結果を郵便でお知らせ ④利用者負担金支払い(後述)
- ⑤利用開始は負担金の支払い確認後となります。確認後、除雪実施者 (町内会やNPO法人等の本会が委託した団体)からご連絡いたします。

🖣 利用者負担額

世帯区分に応じた負担金をお支払いいただきます。(一冬あたり)

①生活保護世帯	無料
②市民税非課税世帯	5,000円
③市民税課税世帯	10,000円

- ※決定通知送付の際に、負担金の納付書を同封します。納付書記載の 期限内にお支払いください。
- ※令和6年2月1日以降に利用開始の場合、負担金は半額とします。
- ※利用がないまま中止した場合、全額返還します。(要申請)
- ※令和6年1月31日までに利用中止の場合、半額返還します。(要申請)

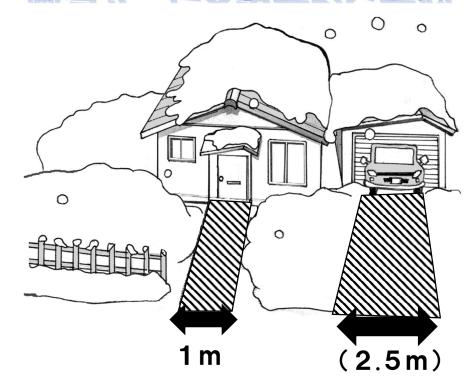
【お問い合わせ先・申請先】

社会福祉法人 恵庭市社会福祉協議会 事業推進課

TEL: 32-0007 FAX: 29-5833 住所: 〒061-1446 恵庭市末広町124番地

令和 5 年度 恵庭市社会福祉協議会高齢者等

除雪サービス事業のご案内



(車庫前除雪には具体的要件があります。詳細は次ページをご覧ください。)

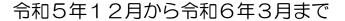
この事業は、除雪が困難なひとり暮らし高齢者世帯等の 冬期間の生活路を確保し、降雪による閉じ込め防止を目的とし た事業です。

社会福祉法人 恵庭市社会福祉協議会



🗐 除雪の内容

● 除雪の実施期間



● 申請書の受付期間

令和5年9月1日から令和5年10月13日まで

※期日までに提出がない場合、本サービスを受けられない場合がありま す。期日までに提出が不可能な場合はご相談ください。

● 除雪の範囲

玄関から公道まで概ね 1m 幅通路の確保を行います。

※自家用車を車庫に保管して、本人が使用している場合に限り、車庫前 から公道まで概ね2.5m幅の除雪を行います。

(物置として利用しているので車庫前除雪を希望したい等の、生活の利 便性を向上させるための車庫前除雪は行いません。)

※市営住宅を含むアパート・マンション等の集合住宅の場合、他の居住 者も使用する共用部分(階段等)の除雪は行いません。

除雪を実施するとき

原則、恵庭市による道路除雪が行われた場合(日安として 10cm程度の積雪)で、当日中に行います。 また、除雪の実施は1日1回までとします。

※作業時間の指定はできません。また、大雪や吹雪の際は作業する方 の危険を伴うため行いません。



🗐 利用対象者

このサービスは、市内に居住し、下記の各号のいずれかに 該当する要件を満たし、かつ支援を依頼できる親族等が50 Om以内に居住していない世帯とします。

(自宅以外(入院中や介護保険施設等)への居住は 対象となりません。)

- 65歳以上の方だけで構成され、身体上の理由により自 (1) 力除雪が困難な世帯。
- ※自力除雪の可否は、本人の疾病(通院・投薬)や既往歴、現在の身体状況 を把握して判断します。
- ※65歳未満の方は、瞳がい者手帳や介護認定の内容を自力除雪可否の判断 基準とします。
- ※世帯全員が85歳以上で構成される世帯は自力除雪が困難と判断します。
- 介護保険制度で要介護1~5と認定された方により構成 (2)する世帯で除雪作業をすることが困難である世帯。
- 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている方によ (3)り構成する世帯で除雪作業をすることが困難である世帯。
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の交付を受けてい る者方により構成する世帯で除雪作業をすることが困難で ある世帯。
- 療育手帳A判定及びB判定の交付を受けている方により (5)構成する世帯で除雪作業をすることが困難である世帯。
- ※ 利用者負担金については、裏面をご覧ください。